

平成30年度第1回浜松市行政区画等審議会

日時：平成30年9月12日（水）午後1時30分から
場所：浜松市役所 本館8階 第3委員会室

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 浜松市長からの諮問に対する答申について
・浜松市浜北区中瀬及び豊保の各一部の区域における住居表示の実施について

3 その他

4 閉 会

浜松市行政区画等審議会委員名簿

任期:平成30年10月14日まで

委嘱区分	氏名	備考
知識経験	○ 加藤 彌生	浜松市消費者団体連絡会
	鈴木 恵子	浜松商工会議所女性会
	高林 亨子	とぴあ浜松農業協同組合女性部
	前田 英行	浜松西郵便局
	松井 清	浜松市自治会連合会
	◎ 山崎 正浩	静岡県建築士会西部ブロック
	山本 紗知	静岡文化芸術大学
関係機関	瀧澤 秀行	静岡地方法務局浜松支局

※氏名：敬称略、委嘱区分・五十音順

※◎会長、○副会長

浜松市行政区画等審議会条例

平成 17 年 6 月 1 日

浜松市条例第 42 号

(設置)

第 1 条 市は、行政区画等に関し必要な事項について調査審議するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、浜松市行政区画等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する。

- (1) 行政区画の変更等に関する事項
- (2) 町又は字の区域の変更等に関する事項
- (3) 住居表示の実施等に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、行政区画等に関する重要な事項

(平 20 条例 30・追加)

(委員)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係機関の職員

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 20 条例 30・旧第 2 条繰下・一部改正)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 20 条例 30・旧第 3 条繰下・一部改正)

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(平 20 条例 30・旧第 4 条繰下)

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平 20 条例 30・旧第 5 条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

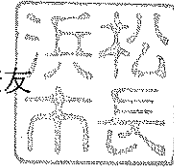
附 則(平成 20 年 3 月 21 日浜松市条例第 30 号抄)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 26 条(第 1 号に係る部分に限る。)の規定は同年 10 月 15 日から、第 26 条(第 2 号に係る部分に限る。)の規定は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

浜総文第356号
平成30年7月30日

浜松市行政区画等審議会
会長 山崎 正浩 様

浜松市長 鈴木 康友



諮問書

浜松市行政区画等審議会条例第2条第3号の規定により、次のとおり意見を求めます。

件名	浜松市浜北区中瀬及び豊保の各一部の区域における住居表示の実施について
目的・諮問理由	<p>浜北区中瀬及び豊保の各一部の区域は、静岡県西部地方拠点都市地域整備基本計画において、「第二東名自動車道インター周辺（浜北）地区」として位置づけられており、産業用地及び住宅用地の供給とともに、養護学校用地等の整備を図る目的として平成15年に中瀬南部土地区画整理事業が施行されました。</p> <p>現在では土地区画整理事業も進み、整然とした街並みが形成され、住宅、事業所等が急激に増加し、今後もその発展が見込まれている状況の中、この度、関係自治会及び土地区画整理組合から、住所をわかりやすくし、日常生活や経済活動の利便性を向上するため、住居表示を早期に実施してほしい旨の要望書が提出されました。</p> <p>このことに伴い、住居表示を実施するため、住居表示に関する法律第3条第1項の規定による市街地の区域及び住居表示の方法について、諮問するものです。</p>
経緯	<p><背景> 要望書の提出 平成30年6月15日</p>
内容	<p><事業概要></p> <ol style="list-style-type: none">実施期日 平成32年1月（予定）実施内容 住居表示を実施するため、市街地の区域及び住居表示の方法を定め、当該区域に町を新設します。 (1) 市街地の区域 … 別図のとおり (2) 住居表示の方法 … 街区方式備考 市街地の区域及び住居表示の方法について、市議会の議決を経て定めた後、町の新設に係る町の区域及び名称については、関係自治会及び土地区画整理組合と協議をしてまいります。
備考	

別図

